

農業集落排水事業及び公設浄化槽事業に係る企業会計移行の方向性等について

令和4年8月23日

上下水道局

1 趣旨

現在、農業集落排水事業及び公設浄化槽事業は、市長から上下水道事業管理者が事務委任を受けて、施設管理及び使用料調定等の事務を行っている。平成31年1月の総務大臣通知により、令和5年度末までに当該事業に地方公営企業法（以下、「法」という。）を適用し、企業会計に移行することが要請されているところであり、その方向性について説明するものである。

2 事業の概況 ※詳細は、(資料1)のとおり。

(1) 農業集落排水事業

盛岡・都南地域6地区、玉山地域1地区の全7地区で事業完了し、供用開始。令和3年度末の処理戸数は2,434戸、処理人口は7,356人。

(2) 公設浄化槽事業

玉山地域において、平成20年度から平成27年度までに設置完了。令和3年度末の管理基数は125基（休止1基）。

3 企業会計に移行するメリットと課題

(1) メリット

ア 財務諸表を作成することにより、経営及び資産等を正確に把握することが可能になる。

イ 計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等が可能になる。

ウ 適切な原価計算に基づく料金算定が可能になる。

エ 弾力的な経営による住民ニーズへの迅速な対応が可能になる。

(2) 課題 ※詳細は、(資料1)のとおり。

農業集落排水事業は、使用料だけでは維持管理経費さえ賄えず、公設浄化槽事業も、資本費までは賄っていない状況である。両事業は、事業効率が低い農村部等の生活環境の保全等を目的とした事業であるため、財源的には一般会計繰入金に依存した状況となっている。法適用した後においても、当面は一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況にあるが、経営及び資産等を正確に把握するとともに、中長期的な視点に基づき、財政収支を見通しながら、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいく必要がある。

4 企業会計移行の方向性

(1) 法の適用範囲と組織体制

農業集落排水事業及び公設浄化槽事業に「法の全部を適用」し、上下水道事業管理者が公共下水道事業と併せて一括管理することにより、汚水処理の一元化を図る。

(2) セグメント方式の採用 ※詳細は、(資料2) のとおり。

下水道事業会計の中に農業集落排水事業及び公設浄化槽事業を「セグメント」として設ける。

(3) 移行予定日

令和6年4月1日とする。

5 進捗状況と今後の作業工程 ※詳細は、(資料3) のとおり。

企業会計の移行に取り組む組織体制としては、令和3年度に上下水道局経営企画課に担当職員1名を増員し、令和4年度は更に2名増員して、企業会計移行推進室を設置した。

6 今後のスケジュール

令和4年11月 玉山地域振興会議

農業集落排水事業及び公設浄化槽事業の概況

1 農業集落排水事業

(1) 概要（令和4年3月31日現在）

盛岡・都南地域6地区、玉山地域1地区で事業完了し、供用開始している。

地区名	太田	太田第二	上飯岡	下飯岡	乙部	乙部第二	巻堀	合計
対象集落	上太田、 中太田 の一部	猪去、 上鹿妻、 上太田 の一部	上飯岡、 下飯岡 の一部	下飯岡、 飯岡新田 の一部	乙部	乙部、 大ヶ生 の一部	寺林、 巻堀、 馬場、 状小屋	7地区
事業計画 区域面積	252 ha	621 ha	331 ha	254.2 ha	161 ha	213 ha	31.1 ha	1,863.3 ha
供用処理 戸数※	335 戸	728 戸	372 戸	280 戸	333 戸	208 戸	178 戸	2,434 戸
供用処理 人口※	1,023 人	2,085 人	1,192 人	939 人	978 人	608 人	531 人	7,356 人
供用開始 年月日	H3.1.1	H9.4.1	H9.4.1	H13.4.1	H2.7.1	H18.4.1	H12.4.1	—
管路延長 (m)	18,217	37,596	20,941	13,723	6,038	17,736	8,961	123,212
事業費 (百万円)	1,372	5,105	2,905	1,956	608	1,695	1,345	14,986

※地区内の戸数（人口）＋流入（事業所・学校その他一般家庭以外の換算）戸数（人口）

(2) 財政状況

使用料では、維持管理費さえ賄っていない状況であり、一般会計繰入金に依存している。

歳入（千円）	H30	R1	R2	R3
一般会計繰入金	443,695	417,841	410,795	397,324
使用料	74,723	75,149	76,782	75,238
国庫補助金	11,556	—	—	—
起債	—	—	—	12,670
繰越金	1,435	1,596	903	3,035
延滞金	336	150	277	163
督促手数料	173	152	172	135
計	531,918	494,888	488,929	488,565
歳出（千円）	H30	R1	R2	R3
修繕料等の維持管理経費	81,979	88,343	88,087	89,316
使用料賦課計算委託料等	19,742	19,198	17,485	17,848
最適化整備構想委託料	11,556	—	—	—
企業会計適用関係委託料	—	—	—	12,671
会費負担金	20	20	20	20
借入金償還元金	346,173	324,268	326,628	323,368
借入金償還利子	70,852	62,156	53,674	45,099
計	530,322	493,985	485,894	488,322

（参考）令和5年度末の起債未償還残高 11億7,550万4,976円（償還終了：令和17年度）

2 公設浄化槽事業

(1) 概要（令和4年3月31日現在）

玉山地域において、平成20年度から平成27年度までに設置完了している。

5人槽	6～7人槽	8～10人槽	11～15人槽	16～20人槽	21～25人槽	計
27基	92基	2基	1基	1基	2基	125基

(2) 財政状況

使用料では維持管理費を賄っているものの、資本費（借入金償還元金及び利子）までは賄っていない状況であり、一般会計繰入金に依存している。

歳入（千円）	H30	R1	R2	R3
使用料	6,515	6,592	6,651	6,715
一般会計繰入金	1,852	2,330	2,966	3,544
起債	—	—	—	230
繰越金	622	610	387	150
督促手数料	4	6	5	5
延滞金	2	2	1	2
計	8,995	9,540	10,010	10,646
歳出（千円）	H30	R1	R2	R3
保守点検委託料等	5,006	5,592	6,250	6,322
賦課計算等委託料等	906	622	258	258
企業会計適用関係委託料	—	—	—	232
借入金償還元金	1,411	1,905	2,352	2,730
借入金償還利子	1,062	1,034	1,000	962
計	8,385	9,153	9,860	10,504

（参考）令和5年度末の起債未償還残高 5,993万1,889円（償還終了：令和27年度）

3 企業会計移行後の取組

企業会計の適用により、経営及び資産等を正確に把握し、中長期的な視点に基づき、財政収支を見通しながら、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいく必要がある。

(1) 中長期的な視点に基づく使用料見直しの検討

適切な原価計算を行うため、中長期的な視点に基づき、財政収支を見通しながら、適正な受益者負担の観点から使用料見直しの検討を進めていく。

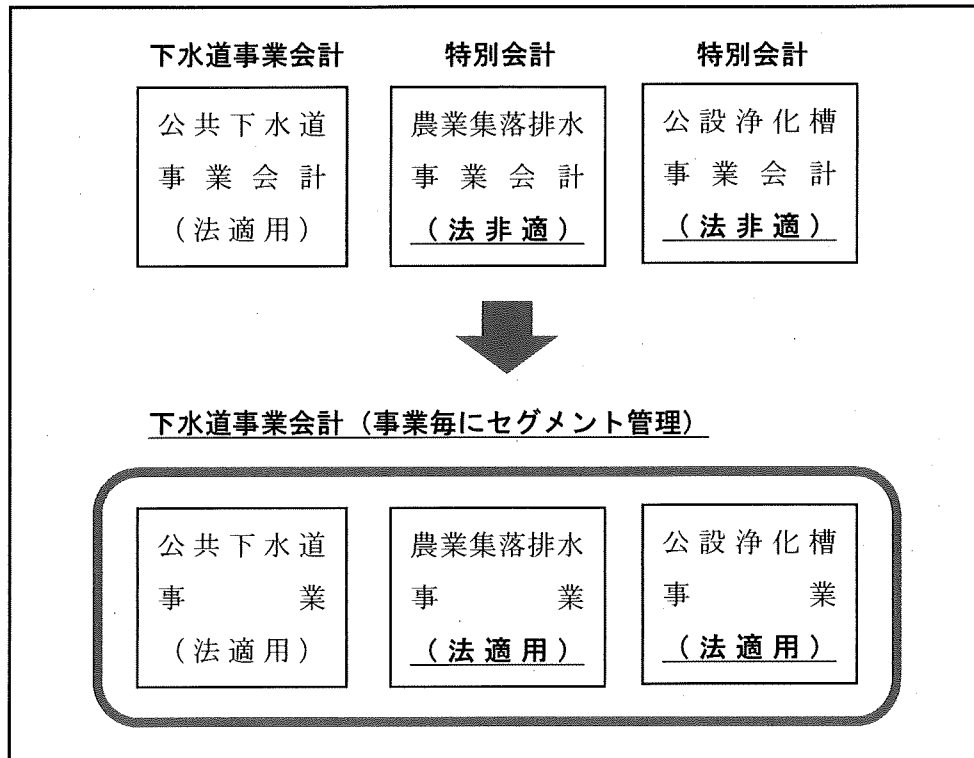
(2) 汚水処理方法の見直しの検討

改めて汚水処理事業全体の整備構想の見直しの検討を行い、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進を図る。

セグメント方式について

1 セグメント方式とは

公共下水道事業、農業集落排水事業及び公設浄化槽事業をそれぞれ独立会計として設けるのではなく、会計を一本化し、下水道事業会計の中に公共下水道事業、農業集落排水事業及び公設浄化槽事業を設け、事業毎にセグメントにより管理する方法である。



2 セグメント方式の主なメリット

- (1) 会計は一本化するが、報告セグメント（公共下水道事業、農業集落排水事業、公設浄化槽事業）ごとの経営成績及び財政状態を明らかにし、事業経営の見える化が図られる。
- (2) 会計を一本化することにより、会計処理に係る委託料や人件費等の節約が図られる。
- (3) 予算議案、決算議案とも下水道事業1本の議案書となり、消費税の申告も1本となるなど、事務の効率化が図られる。
- (4) 出納取扱金融機関等の契約や、担保物件が各銀行毎に1件となるので、事務の効率化が図られ、銀行の負担も減る。

企業会計移行に係る工程表

資料 3

業務内容	企業会計移行推進室の設置（令和4年度から5年度）												R6	R7
	令和3年度				令和4年度				令和5年度					
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期		
移行業務検討及び準備														
法の一部又は全部適用の検討・決定	→													
事務調整項目の整理及び工程検討等	→													
経費の積算及び予算要求			→				→							
関係部署との事務調整			→											
固定資産台帳の整備														
資産調査業務委託	→													
資産情報の整理等	→													
移行事務														
条例、規則等改正									9月議会提案 →					
規程等改正					→									
金融機関との協議調整					→									
出納取扱金融機関契約									→					
収納取扱事務改正					→									
予定開始貸借対照表作成									→					
新予算編成									→					
打切決算等													→	
市長から管理者への事務引継ぎ													→	
各種システムの整備等														
財務会計システムの設計、構築	→													
固定資産台帳システムの設計、構築	→													
起債管理システムの設計、構築	→													
財務会計システムの稼働									→					
固定資産台帳システムの稼働									→					
起債管理システムの稼働									→					
現使用料賦課及び収納システムの改良等					→									
その他														
全員協議会への説明					※9月議会				※9月議会					
住民等への周知、広報等									→					
中長期的な財政収支見直し検討													→	
使用料見直し検討													→	